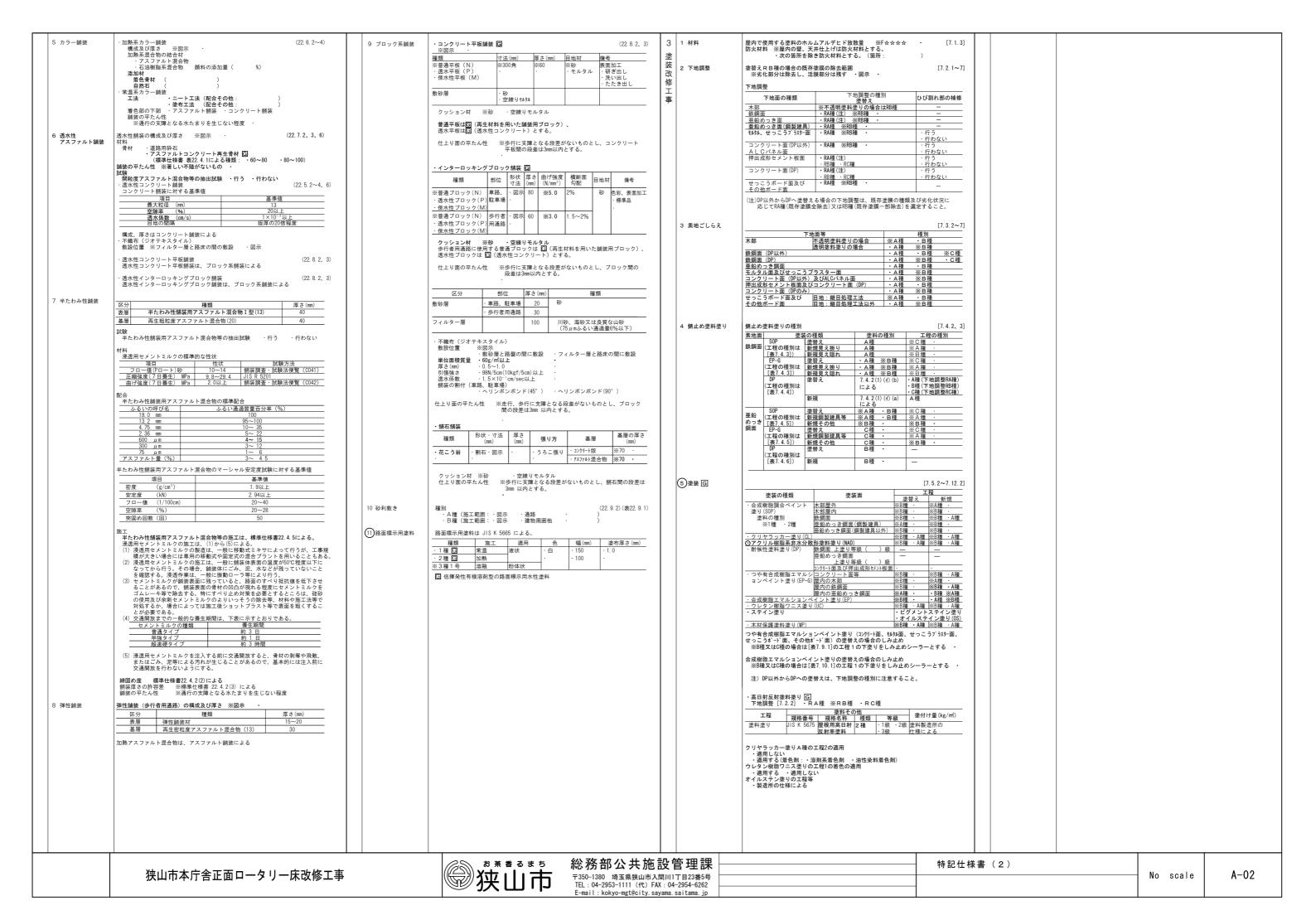
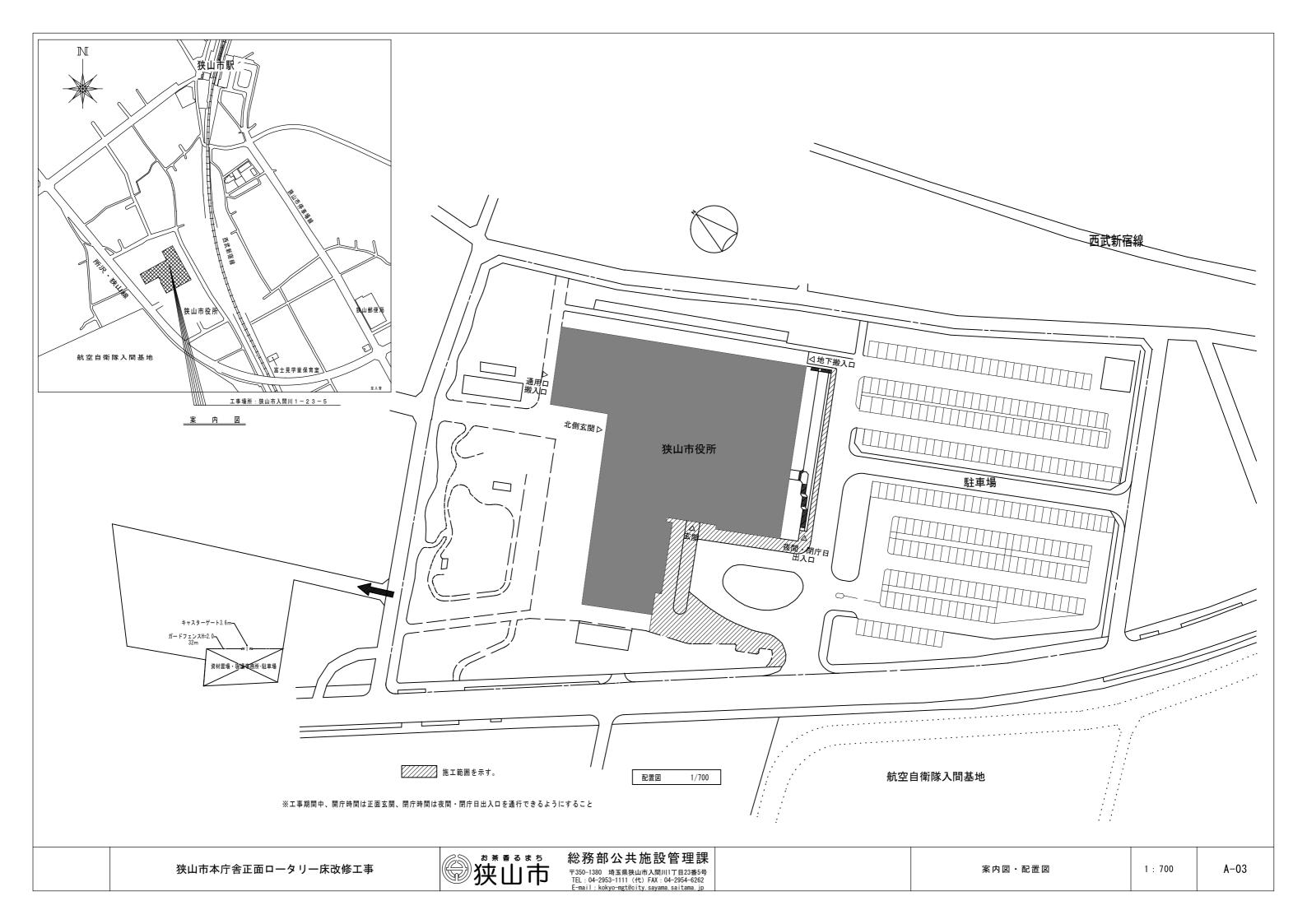
狭山市本庁舎正面ロータリー床改修工事

No	図面名称	縮尺	備考
A-00	表紙・図面リスト	_	
A-01	特記仕様書(1)	_	
A-02	特記仕様書(2)	_	
A-03	案内図・配置図	1 : 700	
A-04	外構平面図 改修前	1 : 300	
A-05	外構平面図 改修後	1 : 300	
A-06	雑詳細図	1:30, 1:50, 1:100	
A-07	仮設計画図	1 : 300	

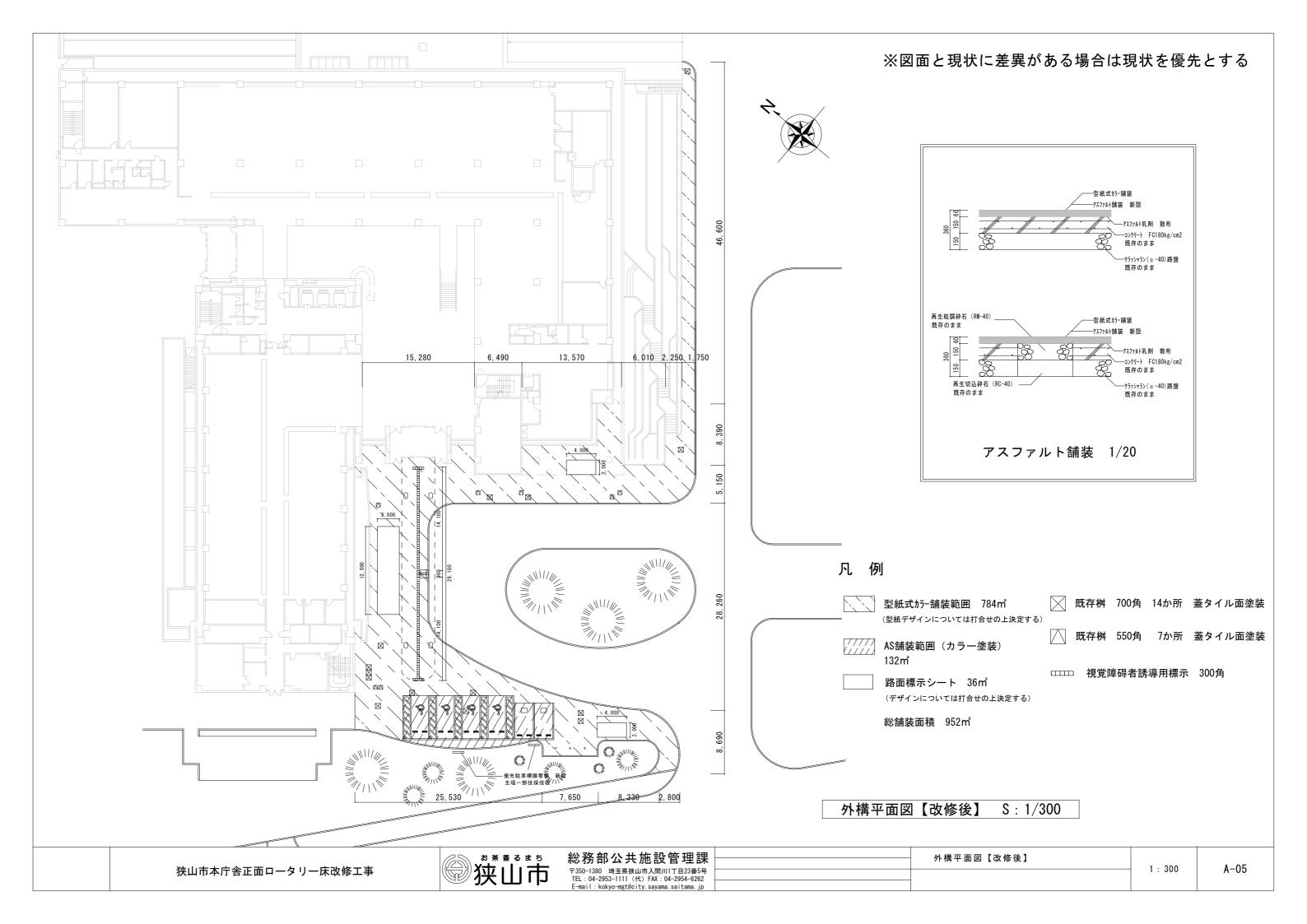
A-00

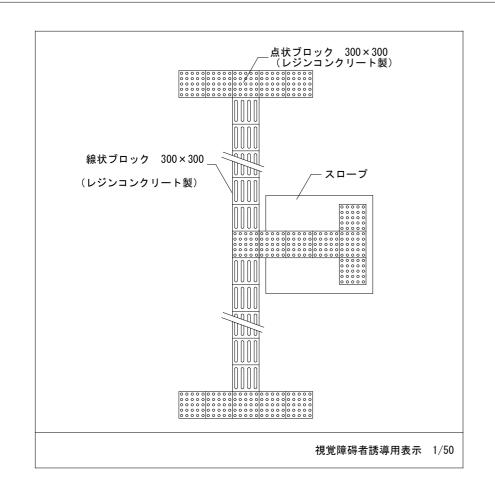
工事名 数	山市本庁舎正面ロータリー床改修工事	章 項目	特 記 事 項	17 技能士	[1. 6. 2] [1. 3. 3]		仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等
I 工事概要		- 般共通事	※埼玉県建築工事実務要覧に記載の要領等 ※建築工事選連指針 (国土交通省監修) (参考図書) ※建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 令和4年版) はお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、 西本の基準等を決定する。		工事種別 仮設工事 - とび作業 防水改修工事 - 73/74-ド防水工事作業 - 70/9-71 A系塗膜防水工事作業 - 6成7 4系7-ド防水工事作業 - 6成7 4系7-ド防水工事作業 - 6成7 4系7-ド防水工事作業 - 5/9-19/7 防水工事作業 - 5/9-19/7 防水工事作業 - 75/77-74/5-19-1-5-工法防水工事作業 - FRP防水工事作業 - 75/77-74/5-19-1-5-工法防水工事作業	5 監督員事務所	材質 仕上げ 塗装 設置箇所 充填材 <u>※木製 ※合板張り程度 ・無し ・片面 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ </u>
2. 敷地面 3. 工事租 (建物概要	鉄筋コンクリート造・地下2階地上7階建	③工事実績情報の登録 ※	保験の種類 [1.1.3] ※法定外の労災保険 (工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの) ※注意以工事保険等 (工事目的物及び工事材料等を対象とするもの) ※詳算以工事保険等 (工事目的物及び工事材料等を対象とするもの) ※誘致資素有賠債責任保険等 (・左官作業 ・内外装板金作業 外壁改修工事 ・左官作業 ・タイル張り作業 建築塗装作業 ・樹脂接着剤注入工事作業 建助ドア施工作業 ・ガラス工事作業 内装改修工事 ・ブラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上作業 ・水質系は仕上げ工事作業 ・タイル張り作業 ・水一ド仕上げ工事作業 ・タイル張り作業 ・吹付け硬質がカケフォーム断熱工事作業 ・保温保冷工事作業 ・壁装作業 ・学装作業	6 現場表示板	・構内に新設 ㎡ ※設置しない(下記備品のみ用意する) (編品 (名分相当) ・
4. 工事内	容 <u>・床タイル撤去・型紙式アスファルト舗装新設</u> ・上記工事に伴う付帯工事一式	5 別契約の関連工事 ※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・精雪衛重 H12.5.31告示第1455号における区域 別表 () ・大地震時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・1/200・1/150・1/120・	18 化学物質の濃度測定	塗装改修工事 ・木工塗装作業 ・建築塗装作業 耐震改修工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 工事用水 8 工事用電力 ③ 工事用搬入路 10 仮囲い 11 交通誘導員 12 快適トイレ	構内既存の施設 ※利用できない 利用できる(※有償 ・無償) 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(別途施設調整を行うこと) ※図示 ・ ※設置位置等は監督員の指示による ・ 図示 必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 配置箇所 ※監督員の指示による ・ 図示
		8 電気保安技術者 適 施工条件	商玉県建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。 [1.2.4] [1.6.6] 埼玉県電子納品連用ガイドライン ※適用する (CD-R又はDVD-Rで 1 部提出) ・適用しない 6年1 6工時間 [1.3.3] [1.3.1] 6工時間 [1.3.5] ※行政機関の休日に関する法律 (S63第91号) に定める行政機関の休日以外とする。 ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ・以下の期間を除いた現場関所日数の割合が28.5% (8日/28日)以上であること。 年末年始6日間、夏季休眠3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間 指定期間 ()		パラジクロロベンゼン 240μ g/m³ (0.04ppm) 以下 別定方法 採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。 ①検体の採取方法 (※吸引方式(アクティブ法) アは拡散方式(バッシブ法) ・吸引方式(アクティブ法) ・拡散方式(バッシブ法) ②アクティブ法 ホルムアルデビドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着 / 溶媒抽出 法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法 (以下HPLC) により行う。 トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、 固相吸着 / 溶媒抽出法、固相吸着 / 加熱脱着法、容器採取込のいずれかを用いて 採取し、ガスクロマトグラフ/質量分析法 (以下GC/MS) により行う。 ③パッシブ法 ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、HPLC又はガスクロ		路床の材料
5. エ 6. 工事箱	共通仮設費率の算定に用いる工期 契約工期とする 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 現場施工に着手するまで 現場代理人の現場への常駐を要しない期間 現場施工に着手するまで 現場施工期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までただし、仮設工事等は施設との協議による	10)施工中の安全確保 本を (1)環境保全等 建 (1)発生材の処理等 引	 6 正時間以外の施工条件・図示による ▶ 図示による ▶ 区示による ▶ 上事の受注者を、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)とする。 [1.3.17] 書談機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。 [1.3.11] 別渡しを要するもの [1.3.12] {1.1.13} ※無し(全て構外搬出適正処理) ・有り(※図示・上。) 全まがつち、特記により、引き速しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。 り 直来携業排処理評・可害及び最終処理受入票の写しを提出する。 (引き速しを要しないのは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。) 「原業物の処理及び清緒に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。) 「原業物の処理及び清緒に関する法律」そ 	19 中間検査 ②0 完成図等	マトグラフ法(以下GC) あるいはAHMTー吸光光度法のうち採取機器に適応 した分析法による。 トルエン、キシレン、エチルペンゼン、スチレン及びパラジクロロペンゼンは、 パッシブ採取機器により採取しGCまたはGC/MSのうち採取機器に適応した 分析法による。 測定対象室・整督員の指定する室(室) - 図示 測定時期 ※ 「		(凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験)・行う ・行わない ・路床安定処理 安定処理の方法 ・安定処理工法 ・置き換え工法 添加材料による安定処理 種類 ・普通ボルトランドセメント ・高炉セメントB種 ③ ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰 (・特号・1号)・ガ石灰 (・特号・1号) 添加量 ・ kg/m³ (目標CBR ・3以上・) ・不織布 (ジオテキスタイル) 単位面積質量 ・ 60g/㎡以上・ 厚さ(mm) ・ 0.5~1.0
※「3. ・「3. ただし 工事項 2 仮割 3 舗装	エ事種目」すべてを工事範囲とする。	均工14 環境への配慮 建性	の他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。 逆注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は 新工県内に床底を有する者の中から選定するように努めるとともに、調達する 工事材料は、埼玉県産とするよう努める。 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び [1.4.1][1.4.3] 住能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温村、緩衝板、断熱材、塗料、仕上学材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないが、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデドトの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルペンゼンの含有量が少ない材料を使用する。		完成図等の種類及び記入内容 完成(竣工)図(※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの) 原図のサイズ・部数 ※A 2 二つ折り製本 4 部 図面情報電子化媒本 ※OP-R又はDVD-R、1 部 (ADデータの形式 ※OP-R又はDVD-R、1 部 (ADデータの形式 ※OP-R又はDVD-R、1 部 (均玉果建棄工事図面情報電子化媒本作成要領による。CADデータのパージョンは監督員と協議する) 保全に関する資料 ※1 部 第 (通常取扱いに注意を要するものの使用方法を解説する) 守元 (第三項 特玉果建築工事写真作成要領に基づき作成する) 埼玉果建築工事写真作成要領に基づき作成する) 場本果建発工事写真作成要領に基づき作成する) 場本果建築工事写真作成要領を表 後期間方 (OP-Rで1部提出)・適用しない 撮影箇所 ※外部 () 内部 ()	2 路盤	31張強さ
		(15)材料の品質等 ※	③ 接蓋剤は、可塑剤 (フタル酸シー・ブチル及びフタル酸シー・エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器頻等は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 ※本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※材料・機材等の製造業者等は次の①から寛すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること	21 保証書 ②2)その他	原本(電子媒体・撮影時のJPFG)及びアルバム(紙媒体又は電子媒体)を各1部提出 バネル入り(外部全景)完成写真 ・要 ・死要 施設CADデータ ・更新して提出 ・更新しない 防水工事 ※屋上防水 ・外壁防水 ・金属屋根 ・ 援物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料がつの3者連名とし1部提出する。 上記以外 ・ 1部提出 (1) 工事に伴い、必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。 (2) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 (3) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (4) 工期中、見毎の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 (5) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。	③アスファルト舗装	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		(16)石綿含有建材の調査 調	(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は会許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること (8) 販売、保守等の営業体制が整えられていること (8) 販売、保守等の営業体制が整えられていること (5) 販売、保守等の営業体制が整えられていること (5) 販売、保守等の営業体制が整えられていること (5) 販売、保守等の営業体制が整えられていること (5) 販売、保守等の営業体制が整えられていること (5) 販売・大力を開かる基には、グリーン購入法の基本方針の開企 エ事第一により、あらかじめ関係法令に基づき、石総合有建材の事前調査を行う。 は5) 大力による石総合有建材の事前調査を行う。 は5) 大力による石総合有選者材の調査	対策	・防音パネル ・防音シート [2.1.3] 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ※図示 [2.2.1] [表2 2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場 ・設置する (設置範囲 ・図示・・・)・設置しない助護シート・設置する (淡面範囲・図示・・・・)・設置しない内部足場 ・設置する (※脚立、足場板等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 コンクリート舗装	骨材
共以()健康 は 2 し 監 7 以 1 を 7 以 2 か 3 の 2 か 3 か 4 記 4 か 4 記 4 か 5 の 5 の 7 の 7 が 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5 か 5	T事仕様 間回答書、本特記仕様書(改修)及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別 仕様書」、国土交通台大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和 4 年版)」 、「改修標準仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 民工事編)(令和 7 年版)」(以下、「標準仕様書)という。)による。 、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等・決定する。 、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等・決定する。 いる場合において、それらが関係法令等(条例を含む)と異なる場合には、具体的な対応策について 員と協議すること。 特部仕様書の表記 目は、番号に〇印の付いたものを適用する。 ・ 印の付いた場合は、※印の付いたものを適用する。 ・ 記事項に、〇 印の付いたものを適用する。 ・ 記事項に、〇 印の付いたものを適用する。 ・ 記事項に記載の [.] 内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別・造仕模書)」当該項目、当該を示す。 記事項に記載の [.] 内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別・造仕模書)」当該項目、当該を示す。 に事項に記載の [.] 内の表示番号は、成修標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。 記事項に記載の [.] 内の表示番号は、環準仕様書の当該項目、当該図表を示す。 ・ 「 」 中の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。 ・ 「 」 中の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	が	3 既存部分の養生 4 仮設間仕切り			本路、駐車場 ※図示
	狭山市本庁舎正面ロータリー床改修工事		** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	丁目23番5号 -2954-6262	特記仕様書	(1)	No scale A-01

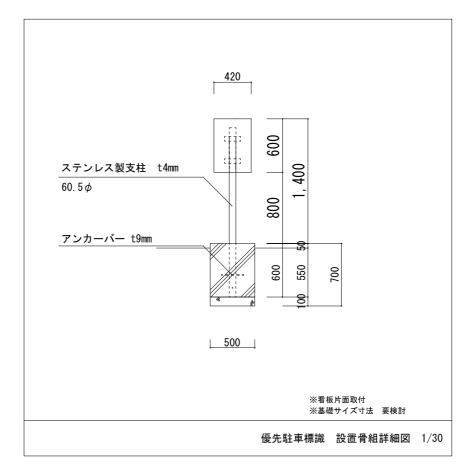




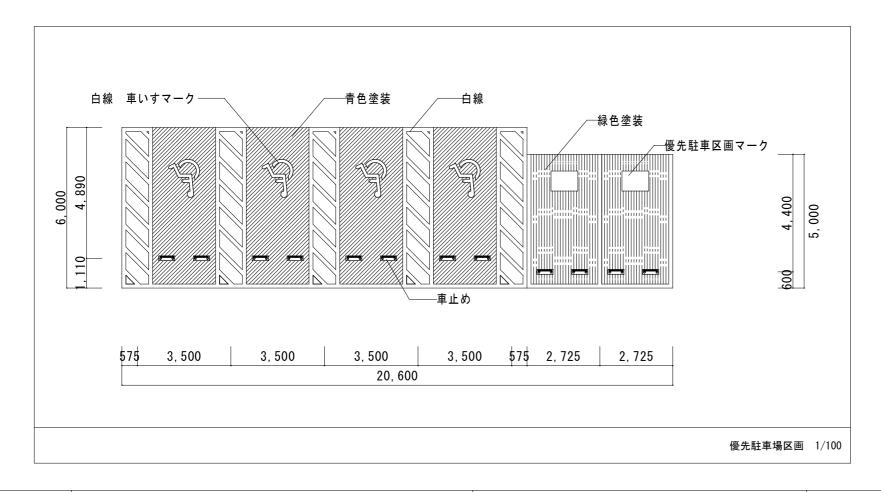
※図面と現状に差異がある場合は現状を優先とする 170 170 100 120 15 100 —コンクリート FC180kg/cm2 ──コンクリート FC180kg/cm2 ─クラッシャラン(c-40)基礎 —クラッシャラン(c-40)基礎 切下げ範囲 A-A′断面図 1/20 B-B′断面図 1/20 稲田御影石 巾225mm t=30mm 撤去 表面 ジェットバーナー仕上げ ─150角 床用磁器質タイル 撤去 13,570 15, 280 6,490 6,010 2,250 1,750 ─コンクリート FC180kg/cm2 既存のまま ─クラッシャラン(c-40)路盤 既存のまま 既存床タイル張 1/20 -150角 床磁器質9イル -稲田御影石 再生粒調砕石 (RM-40) 既存のまま 一密粒度アススファルト舗装 撤去 (仮復旧中) /**-**車いす用スロープ 360 一部縁石既存利用 手摺既存のまま 再生切込砕石 (RC-40) ─クラッシャラン(c-40)路盤 既存のまま 既存のまま 500 既存アスファルト舗装 1/20 既存桝 700角 14か所 (蓋タイル) Marine Will 既存桝 550角 7か所 (蓋タイル) STATE OF THE STATE 既設舗装部分【撤去】 ALL WALL 7, 650 2, 800 8.330 外構平面図【改修前】 S: 1/300総務部公共施設管理課 外構平面図【改修前】 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL: 04-2953-1111 (代) FAX: 04-2954-6262 1:300 A-04 狭山市本庁舎正面ロータリー床改修工事 E-mail: kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp













雑詳細図

NS 1:30

1:50 1:100

